

製品責任・プロダクトステewardシップ活動の強化

2018年の主な取り組み／実績

化学物質の適時・
正確なリスク評価と
適切な管理

3拠点の
PCB廃棄物処理を
進行

サプライヤー
エンゲージメントを
拡充

基本的な 考え方

近年の国際的な化学物質管理の動向の一つとして、2002年のヨハネスブルグサミットにおけるWSSD2020年目標*の合意を契機に、化学物質管理をリスクベースで行う考え方が定着しつつあります。経営理念の一つに「地域社会・全世界の共同社会に対する責任」を定める当社は、地球温暖化防止、化学物質の管理、資源の有効活用・廃棄物削減等の環境負荷に関する取り組みの推進、すなわちプロダクトステewardシップ活動の強化を掲げています。

*WSSD2020年目標：予防的取り組み方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順により、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法にて使用・生産されることを、2020年までに達成することを目指している

化学物質の適正かつ確実な管理を実施

当社は、レスポンシブル・ケアの重要な柱であるプロダクトステewardシップ活動として、サプライチェーンにおいて適正に化学物質情報を伝達する体制の確立に取り組んでいます。化学物質情報の伝達で求められるのは情報の適時性ならびに正確性であり、そのためには、上流であるサプライヤーから化学物質情報を適時・正確に入手すること、すなわち“源流管理”が最も重要です。サプライヤーから入手した化学物質情報に加え、各国の化学物質規制の最新情報を入手・管理し、当社製品のSDSやラベルに展開することで、顧客へ適時に正確な化学物質情報を提供できるよう努めています。

2018年はこの源流管理体制の強化を主眼とし、1つ目の取り組みとして原料管理の強化を図りました。法令や条約等改正時に調査対象物質の含有有無をサプライヤーに確認する際、従来は電子メールを用いていましたが、効率の低さと業務負荷の大きさが課題となっていました。そこで、サプライヤーアンケートシステムによって回答を収集し、その結果を製品組成情報へ展開することで、顧客に対しより効率良く迅速に情報を提供できるようになりました。もう1つの取り組みである製品組成管理の強化については、従来は量産品の組成の

みを対象としていたデータベース化に開発品も含めることで、開発品の調査スピードが格段に向上しました。今後も、ステークホルダーに対し正確かつ迅速に化学物質情報を提供できるよう努めてまいります。

PCB特措法への適切な対応

2018年は、相模事業所、湘南事業所、御殿場工場の3拠点で、PCB*を含む廃棄物を所定の保管基準に則し適正に保管・管理するとともに、行政への各種届出を行いました。相模事業所に保管していた高濃度PCBについては、82%を処理しました。今後は、全ての拠点で使用および保管している受電設備と廃棄物を、法で定められた期間内(2027年まで)に処分する必要があります。事業活動に支障が生じないように配慮した機器更新計画を策定し、段階的に処分を行っていく予定です。

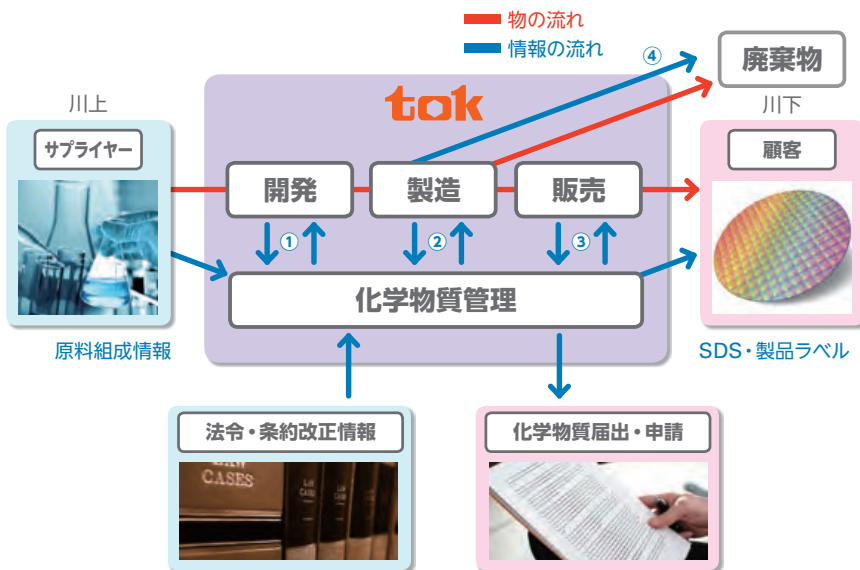
*PCB: Polychlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル)の略称で有機化合物の一種。かつては耐熱性、電気絶縁性に優れた化学物質として熱媒体、絶縁油、塗料などに使用されていたが、分解しにくく毒性が強いことから、1972年に製造が中止された。しかし現在も処理が進んでいないため、保管者には厳重な管理が義務づけられている

サプライチェーンにおける化学物質リスクの管理

サプライチェーンにおける化学物質リスクの管理においては、物の流れに応じた適切な情報提供が求められます。

開発・製造・販売・廃棄の各段階において、法令遵守ならびにリスク管理のための手順を構築・運用しています。

サプライチェーンにおける化学物質リスク管理の流れ



①開発段階

新規開発製品に使用する原料について、各国化学物質管理法令、REACH規則*や紛争鉱物*等の法令・条約における規制物質の非含有を確認し、法的要求事項に対する遵守体制を整えています。さらに、使用禁止あるいは管理すべき化学物質を定めたTOK化学物質管理基準を独自に設定し、基準を超えた場合は代替計画を立案して削減に努めています。

②製造段階

製品の製造過程で使用する全ての原料に対し、労働安全衛生リスクアセスメントを実施しています。当社の製造環境に存在する危険有害要因を把握して危険有害性の程度を明確化し、さらにその危険有害要因をリスクレベルに応じて低減・除去する対策を履行してリスクを減少させることにより、従業員の適正な労働環境の維持を図っています。

③販売段階

製品の出荷数量を管理するERPシステムと、化学物質組成を管理する化学物質&PRTRシステムを連携させることにより、人手を介することなく自動で化学物質の移動数量算出を行う仕組みを整えています。これにより、日本における化審法*や化管法*、また、海外輸出先における当該国法令に対して、適正な数量報告や用途申請を実施しています。

④廃棄段階

各拠点で発生した廃棄物は、分別を徹底し再資源化に取り組むとともに適正処理に努めています。廃棄物処理を委託している産廃業者には、廃棄物の性状や取り扱い時の注意事項などの情報を提供するため、廃棄物データシート(WDS)を配布しています。また、産廃事業者を定期的に訪問し、委託した廃棄物処理が契約書通り適正に行われているか現地調査を実施しています。

*REACH規則: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicalsの略称。「生産者責任と予防原則」の徹底を目的に、化学物質の登録、評価および認可を1つの統合したシステムで管理するEUの規制

*紛争鉱物: コンゴ民主共和国およびその近隣周辺の紛争地帯で産出されたスズ、タンタル、タングステン、金の4種の鉱物を指す。米国のドッド=フランク法(金融規制改革法)で規定されている

*化審法: 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

*化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律

TOK化学物質管理基準

環境負荷低減に関する取り組みを進めるため、原料調達段階における化学物質管理に注力しています。使用禁止あるいは管理すべき化学物質を定めた「TOK化学物質管理基準」を2005年1月に制定し、その後、EUのREACH規則や米国のドッド=フランク法(金融規制改革法)で規定された紛争鉱物など、最新の法令・規制に準拠するべく数度の改版を重ねてきました。

2017年5月に発行した第7版の改定においては、名称を「TOKグループ化学物質管理基準」と改め、当社グループの各拠点における化学物質規制や顧客要求を「環境管理物質」として明確化し、管理すべき化学物質の全面的な見直しを行いました。このTOKグループ化学物質管理基準をサプライヤーからの化学物質情報入手ツールとして活用しており、今後もサプライチェーンを通じた情報共有により、化学物質の適正なリスク管理を継続して進めてまいります。

今後の課題と取り組み

新規化学物質の登録制度がある国では、該当物質の用途や輸出入者情報の届け出を必要とする場合が多くあります。当社製品の販売先が海外へシフトするのに伴い商流管理が複雑・煩雑化しており、業務負荷の高まりが課題となっています。そこで、これまで人手に頼ってきた作業を自動化することで業務負荷の軽減を図ると同時に、正確性と迅速性の向上へ向けた検討を進めています。2020年での本稼働に向けて、2019年中のシステム構築とテスト稼働を予定しています。

tok's
Human
Resource



EHS部 化学物質管理室 室長
宮野 徹

海外子会社とより強固な関係を築き、製品の安定供給に努めます

化学物質に関する情報をステークホルダーにタイムリーかつ正確に伝達することを使命とする化学物質管理室では、最新の法令要求事項を常に把握し続ける必要があります。世界的に化学物質管理は強化される傾向にあり、韓国、台湾でも、2020年にかけて法令の改正が予定されています。当社は両国

の子会社と連携し最新情報を入手しているほか、改正後の製品供給に支障が生じないように事前準備を進めています。これは、2016年から進めてきたGMS(グループマネジメントシステム)による成果の一つでもあります。今後も海外子会社とより強固な関係を築き、製品の安定供給に努めてまいります。